

○飯塚市地域支援事業実施要綱

平成 24 年 10 月 23 日

飯塚市告示第 377 号

改正 H27-94、H29-75、H31-73、R2-62、R4-152

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 45 の規定に基づく地域支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、地域支援事業の実施について(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知。以下「老健局長通知」という。)の定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、飯塚市(以下「市」という。)とする。ただし、市は、事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条に規定する住民基本台帳に記録され、かつ、老健局長通知に定める者とする。

(H31-73 一改)

(事業内容等)

第 4 条 市が行う事業は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、事業内容は老健局長通知に定めるとおりとする。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニまで及び同項第 2 号に規定する事業をいう。
- (2) 包括的支援事業 法第 115 条の 45 第 2 項各号に規定する事業をいう。
- (3) 任意事業 法第 115 条の 45 第 3 項各号に規定する事業をいう。

(H27-94 一改)

2 前項各号に掲げる事業として実施するサービス(以下「サービス」という。)のうち次の各号に掲げるサービスの内容等は、別表のとおりとする。

- (1) 介護用品(紙おむつ・尿とりパッド)給付事業
- (2) 介護手当給付事業
- (3) 「食」の自立支援事業(配食サービス)
- (4) 緊急通報システム事業
- (5) 認知症高齢者等位置検索システム事業

(H27-94 追加、H29-75 繰上)

(利用の申請等)

第5条 前条第2項各号に規定するサービスを利用しようとする者は、申請書に係る書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 前条第2項第1号のサービスを、別表第1号給付期間の欄に定める給付期間の終了後引き続き給付を受けようとする者は、利用者現況届兼給付申請書を市長に提出しなければならない。

(H27-94、H29-75 一改)

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、当該申請書の内容を審査のうえ速やかに利用の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第2条ただし書の規定により事業を委託している場合において、前項の規定によりサービスの利用を決定したときは、委託事業者にその旨を速やかに通知しなければならない。

(申請内容の変更)

第7条 前条第1項の規定によりサービスの利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、申請の内容を変更しようとするときは、変更申請書に係る書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(利用の取消し)

第8条 市長は、利用者又は被介護者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、サービスの利用を取り消すことができる。

(1) 利用者より廃止の申出があったとき。

(2) 死亡又は転出したとき。

(3) 6箇月以上サービスの利用がなかったとき。

(4) 別表に定める各事業の対象要件を充たさなくなったとき。

(5) 虚偽その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けたとき。

(6) その他市長がサービス利用の継続が適当でないとしたとき。

(返還)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けた者があるときは、その者が既に受領した給付金又はサービス利用により市が要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次の各号に掲げる告示(以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(1) 飯塚市介護用品給付事業(紙おむつ等の給付)実施要綱(平成 18 年飯塚市告示第 56 号)

(2) 飯塚市生きがい活動支援通所事業実施要綱(平成 18 年飯塚市告示第 58 号)

(3) 飯塚市緊急通報システム事業実施要綱(平成 18 年飯塚市告示第 64 号)

(4) 飯塚市寝たきり高齢者等介護手当給付事業実施要綱(平成 18 年飯塚市告示第 69 号)

(5) 飯塚市「食」の自立支援事業(配食サービス)実施要綱(平成 18 年飯塚市告示第 71 号)

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 27 年 3 月 16 日 告示第 81 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第 14 条第 1 項の規定により条例で定める日(飯塚市介護保険条例(平成 18 年飯塚市条例第 150 号)附則第 14 項に定める日(平成 29 年 3 月 31 日)をいう。)までの間においては、この告示による改正後の飯塚市地域支援事業実施要綱(以下「新要綱」という。)第 4 条第 1 項第 1 号中「介護予防・日常生活支援総合事業」とあるのは「介護予防事業」と、「法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニまで及び同項第 2 号」とあるのは「医療介護総合確保推進法第 5 条の規定(医療介護総合確保推進法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号」と読み替えるものとする。

- 3 医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定により条例で定める日(飯塚市介護保険条例附則第15項に定める日(平成29年3月31日)をいう。)までの間は、新要綱第4条第1項第2号の規定による包括的支援事業については、法第115条の45第2項第5号の規定は、適用しない。

附 則(平成29年3月16日 告示第75号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月12日 告示第73号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の飯塚市地域支援事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(令和2年3月19日 告示第62号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の飯塚市地域支援事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(令和4年5月9日 告示第152号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3号の規定は、この告示の施行の日以後に配達した食事の利用者負担金等に適用し、同日前に配達した食事の利用者負担金等については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施行の日前において、この告示の施行の日以後に配達する食事の利用者負担金等をあらかじめ徴収するときは、改正後の別表第3号の規定の例により、利用者負担金等を徴収することができる。

別表(第4条関係)

(H27-94 一改、H29-75 一改・繰上、H31-73 一改、R2-62 一改、R4-152 一改)

(1) 介護用品(紙おむつ・尿とりパッド)給付事業

事業内容	対象要件	給付額等	給付期間
在宅で高齢者を介護する世帯に対し、紙おむつ又は尿とりパッドを給付する。	要介護3以上の認定を受け、常時紙おむつ又は尿とりパッドの使用を必要とするおおむね65歳以上の者が在宅で介護する世帯で、かつ、当該世帯構成員全員の市民税が非課税の世帯のうち、市長が必要と認めるものであること。	紙おむつ又は尿とりパッドの給付は現物給付とし、1月の給付にかかる限度額は6,000円とする。	紙おむつ又は尿とりパッドの給付期間は、申請した日の属する月の翌月から翌年度6月までとする。

(2) 介護手当給付事業

事業内容	対象要件	給付額等	給付期間等
在宅で高齢者を長期間にわたり常時介護する者に対して、介護手当を給付する。	要介護3以上の認定を受けているおおむね65歳以上の者(事業実施前の1年の間において介護保険サービス(福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修を除く。)を全く利用していないか、同サービスの利用日数の合計が10日以内	対象高齢者1人につき月額10,000円とする。	手当の給付対象月は、申請した日の属する月の翌月から開始する。 手当は、毎年8月、12月及び4月の3期に、それぞれの前月分までを給付する。

	<p>である者に限る。 以下「要介護者」という。)を在宅で常時介護している同一世帯の家族で、市長が必要と認めるものであること。ただし、次の各号のいずれにも該当する月に限る。</p> <p>(1) 在宅での介護日数が15日/月以上となる月</p> <p>(2) 要介護者が、引き続き要介護3以上に該当する期間内(月単位)</p> <p>(3) 前2号に該当する月で、介護保険サービスを利用しなかった月</p>		
--	---	--	--

(3) 「食」の自立支援事業(配食サービス)

事業内容	対象要件	利用者負担金等	利用回数等
<p>(1) 栄養のバランスのとれた食事を調理し、配達するもの</p> <p>(2) 配達の際、利用者の安否を確認し、異常等があった場合に</p>	<p>在宅で、かつ、おおむね65歳以上の者のみで構成される世帯又はこれに準ずる世帯に属するおおむね65歳以上の者であって、市長が必要と</p>	420円/食	週7日以内で1日1回夕食を配達する。

は、関係機関への連絡等を行う。	認めるものであること。		
-----------------	-------------	--	--

(4) 緊急通報システム事業

事業内容	対象要件	利用者負担金等	その他
居宅での緊急時に簡単な操作で外部へ緊急事態を知らせることのできるシステムを設置する。	<p>在宅のひとり暮らし世帯又はこれに準ずる世帯に属するおおむね65歳以上の者であつて、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長が必要と認めるものであること。ただし、居宅に電話回線を敷設している者又は利用決定後直ちに敷設することができる者に限る。</p> <p>(1) 脳血管疾患、心疾患等のため急な発作が予見され、健康上特に注意を要すると認められ、かつ、加療中である者</p> <p>(2) 75歳以上で障害高齢者の日常生活自立度</p>	<p>新規設置機器の購入等に要する費用は次の各号の区分による。ただし、システム運営に関する利用料は無料とする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯の者又は世帯構成員全員の市民税が非課税である世帯の者は、市より貸与する。</p> <p>(2) 世帯構成員が前号に規定する者及び市民税の均等割のみ課税されている者で構成されている世帯の者は、機器購入に関する費用の5/10を負担する。</p>	<p>申請者は、緊急時の安否確認やその他必要な措置をとることができる協力員を2名程度確保すること。</p>

	<p>(寝たきり度)(平成3年11月18日老健第102-2号厚生労働大臣官房老人保健福祉部長通知)がB又はCランクに該当すると認められる者</p> <p>(3) 医師から終末期である診断を受け、在宅で療養する者</p>	<p>(3) 前2号以外の世帯の者は、機器購入に関する費用の10/10を負担する。</p>	
--	---	---	--

備考 耐用年数の経過、故障等による既設機器の取替えの場合の機器購入に関する費用負担は、この表中利用者負担金等の欄と同様とする。ただし、利用者の責に帰すべき理由による故障等の場合は、取替えに要する費用は全額利用者負担とする。

(5) 認知症高齢者等位置検索システム事業

事業内容	対象要件	給付額等	利用回数等
徘徊行動の見られる認知症高齢者等を介護する親族に対し、位置情報専用探索機を購入又はレンタル契約締結後、その費用の一部を給付する。	<p>法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者で、在宅かつ認知症による徘徊行動のある65歳以上の者(40歳以上の初老期認知症の者を含む。)を介護する3親等内の親族の者で、市長が必要</p>	<p>給付額は、購入又はレンタル契約締結時に要した額と給付基準額のいずれか低い額に給付率を乗じて得た額とする。(1円未満切捨て)</p> <p>給付基準額は、7,000円とする。</p> <p>給付率は、左欄に定める者及び対象高齢者等の属す</p>	<p>給付対象となる台数は、対象高齢者等1名につき1台限りとする。</p>

	と認めるものであること。	る世帯構成員全員の市民税が非課税の世帯 10/10、その他の世帯 1/2 とする。	
--	--------------	---	--

備考

- (1) 申請書には、申請者宛の領収書の写しを添付するものとする。
- (2) 領収書は、購入又はレンタルした品目、内訳等が明確にされているもので、領収日は、申請日の属する月を基準として2月前のものまでを対象とする。